

国民健康保険組合に対する補助金交付要綱

(目的及び対象)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第66号。以下「法」という。）第17条の規定に基づき設立された国民健康保険組合のうち、次の各号に該当する国民健康保険組合（以下「組合」という。）に対して、法第75条の規定により、国民健康保険事業に要する費用の一部を補助し、もって組合の健全な育成と組合員の保健の向上に寄与することを目的とする。

- (1) 主たる事務所を神奈川県内におく組合
- (2) 組合員の全部又は一部が本市の区域内に住所を有し、かつその組合員及び組合員の世帯に属するものを被保険者としている組合

(交付申請)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けようとする組合は、国民健康保険組合補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (2) 川崎市在住年間平均被保険者数等報告書（第2号様式）

(交付額)

第3条 補助金の額は予算の範囲内において交付するものとし、別表の方法により算定した額を補助するものとする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第4条 補助金は、第1条第2号に規定する被保険者のためにもっぱら支出すること、及びこの要綱の定める事項に従うことを条件として交付するものとする。

(補助金の返還)

第5条 偽りその他不正の行為によってこの要綱による補助金の交付を受けたとき、又は前条の条件に違反していることが認められたときは、市長は、当該組合に対し、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた組合は、補助事業に係る事業の完了の日から起算して60日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和63年10月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

組合の所在地

組合の名称

代表者職・氏名

印

年度国民健康保険組合補助金交付申請書

次のとおり、年度国民健康保険組合補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の計画（経費の配分、事業の完了予定日を含む）

第2号様式

川崎市在住年間平均被保険者数等報告書

1 年度川崎市在住年間平均被保険者数

人

2 年度特定健康診査受診率

%

3 診療報酬明細書点検に係る一人当たり財政効果額の前年度増減額

円 (A - B)	
年度(前年度)財政効果額 円 (A)	年度(前々年度)財政効果額 円 (B)

第3号様式

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

組合の所在地

組合の名称

代表者職・氏名

印

年度国民健康保険組合補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度国民健康保険組合補助金に係る事業実績を次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金事業の実績

別 表

国民健康保険組合に対する補助金交付要綱第3条の交付金算出方法

次の方法で算出した金額を補助する。

- 1 当該年度予算額を全国保組合における川崎市在住の年間平均被保険者数で除し、基本単価額を算出する。
- 2 基本単価額を各国保組合の（1）及び（2）の実績に応じて加算、減算する。
 - （1）特定健康診査受診率
 - （2）診療報酬明細書点検に係る一人当たり財政効果額の前年度増減額（1）及び（2）の項目ごとに、実績が上位1・2位の国保組合には基本単価額にそれぞれ10%・5%を乗じ、下位1・2位の国保組合にはそれぞれ-10%・-5%を乗じる。
- 3 予算の範囲内で補助を行うため、2で算出した加算、減算後の単価額に調整率を乗じる。
- 4 3で算出した単価額に、各国保組合における川崎市在住の年間平均被保険者数を乗じ、当該年度の補助金額を算出する。